

(平成24年3月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

5 件

厚生年金関係

5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年9月21日から48年1月1日まで

年金事務所に照会を行ったところ、A事業所における被保険者資格喪失日は昭和47年9月21日であり、申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が確認できないとの回答を得たが、同年12月31日まで当該事業所に勤務しており、厚生年金保険に加入していたと記憶しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、給与明細の写しを提出しており、申立期間において、A事業所に継続して勤務し、厚生年金保険料を控除されていたと主張している。

しかし、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人が昭和47年9月21日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理は、同年10月27日付けで行われ、健康保険被保険者証返納欄の「返」に丸印が記されていることから、当該事業所が社会保険事務所（当時）に提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届に申立人の健康保険被保険者証が添付され、社会保険事務所に返納されたことが推認できる上、当該厚生年金保険の被保険者記録は、申立人に係る雇用保険の記録と合致している。

また、国民年金被保険者台帳及びオンライン記録によれば、申立人は、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日（昭和47年9月21日）に国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人は、健康保険について、「申立期間当時、夫の扶養家族になっていたため、健康保険被保険者証は持っていなかった。」と述べているところ、申立人の夫が勤務するB事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人の夫が、当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得した

昭和 47 年 10 月以降、申立人の被扶養者としての記録が確認できる。

加えて、申立人が提出した給与明細の写しについては、支給年が不明、支給月も不明瞭な上、破損箇所や金額の訂正箇所がみられるところ、C 事業所（A 事業所が名称変更）は、「申立期間当時の資料が残っていないため、申立人が提出した明細に記載されている金額、支給月及びその他のデータの真偽について、確認することはできないが、金額等の訂正があった場合には、当該明細の一部において確認できるとおり、訂正印を押すのが一般的であった。被保険者資格を喪失した者から、保険料を控除することはなかったと考える。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 5 月から 46 年 12 月 21 日まで
(A 事業所)
② 昭和 59 年 6 月から 60 年 7 月まで
(B 事業所)

年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者記録は確認できないとの回答を得た。

A 事業所及び B 事業所に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の記録により、申立人は、昭和 46 年 11 月 2 日以降の期間について、A 事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人に対して昭和 46 年 12 月 21 日に A 事業所の被保険者として被保険者記号番号が払い出されていることが確認できる。

また、A 事業所の人事担当者は、「申立人は、入社時に雇用保険のみに加入した。その後、普通二種免許を取得した月の翌月から、厚生年金保険に加入したと考える。」と回答している。

さらに、A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が申立期間①より前から勤務していたと記憶する同僚は、申立期間①中の昭和 46 年 7 月 29 日に被保険者資格を取得しており、当該同僚は、「私は昭和 46 年 7 月に入社し、申立人は自分より後に入社した。」と述べている。

申立期間②について、複数の同僚及び元事業主の証言から、申立人は申立期間②当時、B 事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、B事業所の元事業主は、「原則、入社してすぐに厚生年金保険に加入させず、一定期間経過後、健康保険及び雇用保険と一緒に加入手続をした。」と回答しているところ、申立期間②について、申立人の雇用保険の加入記録は確認できない。

また、上述の元事業主は、「会計事務所で、経理のチェックを受けていたので、厚生年金保険に加入していない者の給与から、厚生年金保険料を控除することは無い。」と回答している。

さらに、オンライン記録によれば、申立人は、申立期間②は国民年金に加入し、国民年金保険料を免除申請していることが確認できる。

加えて、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和59年3月1日以降に被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、この間に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 2197（事案 1134 及び 1645 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 1 月 7 日から同年 10 月 1 日まで

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしいとして申立てを行い、記録訂正を認めることはできないとの通知を受けたが、申立期間は A 事業所に工務員として勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、当該事業所は、昭和 19 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、同日より前の期間については適用事業所となっていないことが確認できること、ii) B 事業所（A 事業所の後継事業所）にて保管している申立人に係る人事記録によれば、申立人の入社日（昭和 19 年 1 月 7 日）から同年 7 月 24 日までの間は事務員であった旨が記載されており、申立期間のうち、当該期間については、厚生年金保険（労働者年金保険）の加入対象職種ではなかったこと、iii) B 事業所は、昭和 19 年 7 月 25 日から同年 10 月 1 日までの期間について、申立人から厚生年金保険料を控除したかは、不明と回答していること、iv) 申立人の厚生年金保険料の納付については、申立人の厚生年金保険被保険者台帳から、昭和 19 年 10 月 1 日からであったことがうかがえることから、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 7 月 16 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人は、「私が所持している厚生年金保険被保険者証には昭和 19 年 6 月 1 日に資格を取得したことが記載されているのに、年金記録は同年 10 月 1 日からとなっていることに納得がいかない。」として再申立てをしているが、再申立てに際して新たに提供された関連資料及び周辺事情は無く、このほかに委

員会の当初の決定を変更すべき新たな事情が見当たらないことから、これについても既に当委員会の決定に基づく平成 23 年 4 月 8 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は新たな資料として、B事業所から入手した申立人に係る社会保険被保険者台帳を提出し、「社会保険被保険者台帳には、昭和 19 年 1 月 7 日からA事業所に勤務し、同年 6 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが記載されているのに、年金記録は同年 10 月 1 日からとなっていることに納得がいかない。また、申立期間中、私の職種は現場で働く工務員だったので、当時の厚生年金保険法上の被保険者であった。」と主張し、再度申し立てている。

しかし、上述の社会保険被保険者台帳において、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できず、このことはB事業所の回答及び申立人の厚生年金保険被保険者台帳の記録から、前回までの審議において既に確認されており、申立人が提出した資料は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年10月1日から27年12月頃まで
② 昭和30年1月頃から33年4月頃まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得たが、2回にわたりA事業所で勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和25年4月からA事業所で勤務したと主張しているが、i) 申立人が記憶するA事業所の様子は、複数の元従業員が証言する27年以降の当該事業所の様子と一致していること、ii) 申立人は、「入社してすぐにA事業所で火災があり、消防署で昭和25年*月*日に火災があったと聞いた。」としているが、B市消防本部に照会したところ、「火災台帳には、A事業所で火災が発生したのは、昭和30年*月*日と記録されている。」と回答しており、複数の元従業員も、「昭和30年頃にA事業所で火災があった。」と証言していること、iii) 申立人は、「結婚したのはA事業所で勤務する前で、当時はC地で牛車の木工職人をしていた。」と述べており、申立人に係る改製原戸籍謄本において、婚姻年月日は昭和27年5月*日であることが確認できることから、申立人がA事業所で勤務した時期は、同年以降であった可能性が高いと考えられる。

また、申立期間①当時にA事業所で厚生年金保険の被保険者であった複数の元従業員に聴取したが、申立人の氏名を記憶する者はおらず、申立期間①において、申立人が当該事業所に勤務していたことについて証言を得ることができなかった。さらに、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該事業所

が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 25 年 10 月 1 日から 28 年 5 月 1 日までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

申立期間②について、複数の元同僚の証言から、勤務期間は特定できないが、申立人が D 事業所（A 事業所が名称変更）に勤務していたことは推認できる。

しかし、D 事業所の複数の元同僚は、申立期間②当時の従業員数は 25 人前後であったと述べているところ、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、昭和 30 年 1 月における被保険者数は 15 人であることが確認できる上、申立人が記憶する元同僚の中には、オンライン記録において、当該事業所の被保険者として氏名を確認することができない者もいることから、当該事業所は、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

また、D 事業所の元事務員は、「当時は、厚生年金保険に加入していない従業員も多かった。」と証言している。

さらに、D 事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主は死亡していることから、申立人の厚生年金保険の適用、保険料控除の状況を確認できる資料及び証言を得ることはできなかった。

加えて、D 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 29 年 8 月 1 日から 34 年 3 月 1 日までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 1 月から 47 年 5 月まで
年金事務所に厚生年金保険の加入期間について照会を行ったところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得た。働いていたことは間違いなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、A事業所に勤務していたと述べているが、申立人が主張するA事業所の業種から判断すると、当該事業所は、申立期間当時は任意適用事業所であると考えられ、事業所名簿及びオンライン記録では、申立人が記憶する所在地であるB市内にA事業所という名称の厚生年金保険の適用事業所は見当たらない。

また、申立人が記憶するA事業所の元事業主は、申立期間のうち昭和 46 年 3 月 4 日以前において厚生年金保険の被保険者記録が確認できず、同日以降はC市内で経営していたD事業所で厚生年金保険の被保険者となっているが、D事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、新規適用日である昭和 46 年 3 月 4 日から 47 年 11 月 25 日までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらず、申立人が記憶する同僚と同一姓の被保険者も確認できない。

さらに、上述の元事業主は亡くなっており、A事業所の取締役であった元事業主の妻は、「社会保険事務については事業主が取り仕切っていたので不明である。」と回答しており、申立期間当時の厚生年金保険の適用及び保険料の控除について確認できる資料及び証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。